

## AADR による TMD 基本声明（改訂版）

2010年3月3日 AADR 評議会により承認

社団法人日本補綴歯科学会学術委員会訳

AADR は、顎関節症（以下 TMD）が顎関節、咀嚼筋および関連諸組織を含む筋骨格性および神経筋性疾患の一群を指していると認識している。本疾患に関連した症状や徴候は多彩であり、咀嚼、発語および他の顎顔面機能に障害をもたらすことがある。また、TMD は通常急性痛や慢性痛を伴っており、患者は同時に他の疼痛疾患に罹患していることも多い（共存症）。TMD による疼痛が慢性に経過すると、失職や休職、あるいは社会的な接点の喪失や減損を招いたりする結果、全般的な QOL の低下をもたらすことがある。

実験的研究や疫学的研究のみならずクリニカルトリアルにより得られたエビデンスに基づいて次のような基本声明を掲げる。

- 1) TMD と顎顔面部の関連疾患の鑑別診断は、基本的には患者の病歴聴取、臨床的診察、および必要に応じて顎関節の X 線写真および他の画像検査から得られる情報に基づいてなされるべきである。他の付加的な診断法を選択する場合は、すでに論文に発表され、同一分野の研究者が検証した、診断的価値と安全性が保障されたデータに基づいてその選択がなされるべきである。しかしながら、現在利用できる TMD の診断機器の中には、種々の画像診断機器を例外として、TMD 患者を正常者から鑑別したり、TMD の症型を分類したりするのに必要な感度と特異度を有している機器は存在しないというのが最近の科学的文献のコンセンサスである。現在、筋骨格系、リウマチ性あるいは神経系の類似疾患の鑑別に用いられている標準的な医学的診断法や検査室診断法については、必要な場合には TMD の診断に用いることは認められる。加えて、標準化され、妥当性が検証された種々の心理テストを用いて個々の患者が抱える TMD の問題の社会心理学的側面を評価することも認められる。
- 2) 正当化できる特定の証拠がないかぎりには、TMD 患者の治療の第一選択は、保存的で可逆的かつ証拠に基づく治療法とすることが強く薦められる。多くの TMD 患者の自然経過を調べた研究により、TMD は時間経過とともに改善し、治癒していく疾患であることが示唆されている。あまねく効果的であることが証明され

た特定の治療法が存在しないとはいえ、保存的療法の多くがほとんどの侵襲的な治療法と少なくとも同程度に症状の改善をもたらすことができることが証明されている。保存的療法は不可逆的な変化を起こさないため、害をもたらすリスクは格段に少ない。プロフェッショナルケアは、必ず **TMD** という疾患そのものや症状の管理の仕方について患者教育を行うというホームケアと合わせて実施されるべきである。

(和訳文責) 矢谷 博文、窪木 拓男